

学童保育運営に関する懇談会資料

1 芦屋市の学童保育運営に関する方針について

芦屋市の学童保育の運営に関する指針については、「芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」や各学級の「運営規定」に記載しております。

また、学童保育は、「家庭」の代わりだと考えております。家に帰っても保護者が帰宅するまで一人で過ごさなければならない児童を、お預かりし、育成をする場であると考えております。ですから、指導員は児童に通級したときに「おかえり」とお声をかけさせていただいております。また、遊びの場や生活の場を児童に提供し、子どもの状況や発達の違いを踏まえながら、育成し保護者と連携した育成支援を行うことを目的としており、ある程度のスケジュールは存在しますが、「何をしよう」「何かからはじめよう」と自主性を育むことも目的と考えております。また、学校では同じ年齢の児童が一緒に過ごすのに対し、違う年齢の児童と過ごすことによって、社会性を身につける場でもあると考えております。

「芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」
(抜粋)

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、市長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用して
いる児童(以下「利用者」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養
があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育
成されることを保障するものとする。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童
であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地
域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、
当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図
り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人
一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

「わんぱく学級運営規程」(抜粋)

(事業の目的及び運営の方針)

第1条 芦屋市(以下「事業者」という。)が設置するわんぱく学級(以下「事業所」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の2第1項及び芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第27号)に規定する芦屋市放課後健全育成事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の放課後児童支援員又は補助員(以下「放課後児童支援員等」という。)が、保護者が昼間就労等で、不在となる小学校低学年の児童を対象に、放課後などの一定の時間預かり、遊びを通じてスポーツ・文化・レクリエーション等、集団による生活指導その他児童の健全育成を行うこととする。

2 「デメリット」への対応

【指導員の変更】

・引継ぎ期間を設け、引継ぎを実施します。なお、その期間については、十分な引継ぎを行うため1月以上を考えております。

【送迎による保育時間の短縮・安全性の問題】

・送迎には必ず指導員が付き、送迎時も保育の一部であるという考えで、気づきの場とすることと考えています。

【遅参や早帰りへの対応】

・現行ののにじいろ学級での対応と同じく、個別に保護者とも連絡を取りながら丁寧な対応を実施します。

【学校との連携】

・公営・民営を問わず、窓口は青少年育成課になりますが、緊急連絡や、体調の優れない児童の連絡については、現在のにじいろ学級でも送迎の必要な際に学校、担任と連絡を取り実施できておりますので、問題なく実施できると考えております。

【受託事業者の変更】

・受託事業者の変更については、可能性としてはありますが、実績を考慮

し、できる限り引き続き運営できることを考えております。なお、3年後の事業者の選定にあたっては、仕様書にて現職の指導員をできる限り、引き続き雇用することを条件に入れ、事業者を募集することになります。

3 学童保育の5か年計画について

学童保育単独の5か年計画はありません。こども・健康部の作成している「子育て未来応援プランあしや」に含まれて、放課後児童健全育成事業の5か年計画が策定されています。来年度31年度までの計画となっており、来年度策定される予定となっております。

(抜粋)

【今後の方向性】

引き続き、放課後の適切な遊びと生活の場の確保に努めます。特に、ハード面は学校敷地内で実施することを基本に、国の定める基準を踏まえた専用区画の確保に努めます。

また、児童福祉法の改正により6年生まで事業の対象範囲が拡大されたことを受け、高学年への拡大については、開始時期や具体的手法を慎重に見極め、提供体制の整備について検討していきます。

低学年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量	479人	483人	483人	532人	549人
提供量	479人	483人	483人	532人	549人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人
高学年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量	143人	145人	145人	144人	143人
提供量	0人	0人	0人	72人	143人
過不足	-143人	-145人	-145人	-72人	0人